仕様書最終確認印

路面清掃車（真空式）仕様書

青　森　県

平成２１年

路面清掃車（真空式）仕様書

概　　要

この仕様書は、路面清掃車（真空式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能

（１）清掃速度	最低清掃速度	3 km/h 以下
	最高清掃速度	30 km/h 以上
（２）回送速度（最高）		80 km/h 以上
（３）清掃幅	左	2.0 m 以上
	右	1.4 m 以上
（４）回収塵埃最大寸法	空缶 径55 mm ×	105 mm 以上
〃　重量	玉石（径80mm）	250 g 以上
（５）最小回転半径		8.0 m 以下
（６）ホッパ最大ダンプ角		45 度 以上

２．主要諸元

（１）全　　長	8,000 mm 以下
（２）全　　幅（回送時）	2,500 mm 以下
（作業時）	3,200 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,700 mm 以下
（４）最低地上高（ブラシ下端）	90 mm 以上
（５）最大積載量	3,000 kg 以上

なお、「７．付属装置及び付属品 7-2車両総質量に含まないもの」以外は、車両総質量に含むものとする。

（６）車両総質量	14,000 kg 以下
（７）乗 車 定 員	2 人 以上
（８）塵芥ホッパ有効容量	3.0 m^3 以上
（９）水タンク容量	1,500 L 以上

３．車　　体

（１）機　　関　　水冷、ディーゼル機関

（２）主変速機　　マニュアルミッション（前進５段、後進１段 以上）
またはオートマチックミッション

（３）走行装置

車輪配列　　前２、後複２駆動

（４）かじ取装置

形　　式　　倍力装置付

（５）運転室

構　　造　　全鋼製密閉形

窓　　(前)合わせガラス
(側、後)合わせガラスまたは強化ガラス

４．作業装置

（１）機関（作業用）

形　　式　　水冷ディーゼル機関

（２）排風機

風量（作業時）　　250 m^3/min 以上

静圧（ホッパ内最低値）　　4.9 kPa　　以上

（３）ホッパ

形　　式　　リヤダンプ式（車体後部でｽﾛｯﾄﾙ調整可能）

構　　造　　鋼板溶接構造

内面処理　　ウレタンコーティング1.5mm以上
または同等以上の品質を有するもの

（４）塵埃収集機構

①側ブラシ　（チルト機構付）　鋼線製　　左右各１個

②塵埃吸込装置

真空吸込方式により、ﾌｰﾄﾞを有した吸込装置にて塵埃が収集可能な構造・機能を有するもの。

（５）散水装置

散水箇所　　前バンパー部、側ブラシ部・吸込部

散水圧力　　0.1 MPa 以上

散 水 量　　23 L/min 以上

５．計器類

（１）回転計（本体機関用、作業機関用）　　１個

（２）水位計（水タンク用）　　１個

（３）ホッパ収納量検知装置（接触方式）　　１式

（４）機関予熱灯（作業機関用）　１式
（５）時間計（作業機関用）　１個
（６）運行記録計（１２０km/h速度計、機関回転計、７日計）　１組

６．照明装置類
（１）前部霧灯　２灯
（２）黄色灯火（散光式）　前 全幅 1,100mm以上　１組
後 全幅 500mm以上　１組

７．付属装置及び付属品
（１）バックブザー（後方１mにおいて、音圧80dB(A)以上）　１式
（２）カーエアコン　１式
（３）スペアタイヤ取付台　１式
（４）スコップ掛け　１式
（５）吸い込みホース点検用ステップ　１式
（６）標識板取付台　１式
（７）取扱説明書　１部
（８）部品表　１部
（９）履歴簿　１部

８．塗　装
国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　査
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査をする。
ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳がわかる資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　証
納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合はそれを適用する。
特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は、納入期日前１箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

イ）灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改訂分含む)）」に準じるものとする。

ロ）灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「青森県」の表示は、消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。